

いま改めて司法の独立を考える

1 司法の独立をめぐる衝撃的な報告

いわゆる大阪空港公害訴訟の上告審段階において、最高裁判所元長官が法務省（国）側の意を受けて審理中の事件に介入し、事件の大法廷回付を要求し当時の最高裁がこれに応じていたという事実が、本年 4 月、当時最高裁判事の一人であった団藤重光氏のノートの分析により明らかにされた。

他方、国鉄の分割民営化にあたり、現職裁判官が「退職」のうえ国鉄法務部に「出向」して労務問題について法的にアドバイスするなど深く関与し、その後、裁判官に復職していた事実も明らかとなった。

さらに最近の福島第 1 原発事故訴訟でも、最高裁元裁判官がその肩書を名乗って被告国・東京電力側の主張を支持する旨の意見書を審理裁判所に提出していた事実、また、弁護士からの最高裁裁判官任官者の多くが最高裁・政府・東京電力と深く結びつきたいいわゆる巨大ローファームの出身であり、あるいは退官後にそのパートナーとなっている実態も明らかとなった。

2 脅かされ続ける司法の独立

今回の司法制度研究集会で取り上げたこれらの問題は、その時代や事象の発現形態を異にするとはいえ、司法判断を政府側に有利になるように誘導し、あるいは司法部が政府の施策に積極的に加担しているという実態を意味するものであり、司法の独立という観点からは看過しえない問題性を有している。

日本国憲法 76 条・同 81 条を引くまでもなく、最高裁をはじめ司法は、「憲法の番人」と位置づけられる存在である。政府側から独立して憲法と法令にもとづいた職権行使を行うべきこと、それにより、政府側による違法・不当な行為の救済、市民の権利保障を図るべき権限と責務を負っていることはいままでもない。今回の本集会で取り上げた先の 3 事例は、憲法の想定する司法のあり方に正面から抵触するものであった。

司法の独立を顧慮せず、むしろ政府側に忖度しようとするこれらの動きの一端には、実質的に政府の独断といえる最高裁裁判官の人事政策、それにより政府側と距離の近い人物が最高裁裁判官に任命されるという事実があることは、明らかであろう。

3 司法の改革は急務である

日本において、政府からの司法の独立、司法による権利保障・救済が確保されてきたと言いきることについては、以前から様々な分野・観点から指摘されてきた。

私たち日本民主法律家協会も、独立と平和と民主主義を確立し、基本的人権を守り発展

させることを目的として設立された団体であり、司法の動向とそのあり方について、創立以来、強い関心を有してきた。

今回で53回目を迎えた司法制度研究集会においては、1970年前後の「司法の危機」をはじめ司法の抱えるその都度の諸問題を明らかにし、人権と民主主義の擁護に司法が果たすべき役割を再確認する必要があることを、一貫して問題提起してきた。今回の司法制度研究集会も、そのような観点からのものであり、日本における司法の独立の脆弱性と、その改革が極めて今日的課題であることを再確認させるものであった。

4 司法の独立を求めて問題提起を続けていく

私たちは、法律研究者、法律関係実務家、司法公務員等としての理論と実践を通じ、司法による権利救済を求める人々の一助となるべく、司法の独立と司法を通じた人権・民主主義の擁護・発展に向けた問題提起を強力に推し進めてゆく責務を有している。

特に、問題の根源ともいべき最高裁判所の体制については、最高裁裁判官任命時の国会審査制度の導入、国民審査制度の改革などを通じて裁判体の多様性を保障すること、司法行政におけるいわゆる事務総局体制を打破し裁判官自治を真に確立することをはじめ、抜本的な改革が求められている。

私たちは、これらの課題が歴史的課題であると同時に優れて現代的課題であることを繰り返し確認し、人権救済という司法本来の姿が実現されるべく、これからも不断の問題提起を行ってゆくものである。

2023年11月23日

日本民主法律家協会

第53回司法制度研究集会参加者一同